

みや わか



市議会だより

7月臨時会 9月定例会

審議結果及び賛否の分かれた議案.....	2~3
委員会報告・市長報告	3~7
可決された意見書	8
一般質問	9~11
編集後記、まちの話題	12

清水寺からは東に若宮盆地が一望でき、時には幻想的な雲海を眺めることができます。朝日に染まる雲海と山々はまさに絶景です！
年末年始にかけて竹灯笼のイルミネーションもお楽しみいただけます！

No.72 令和3年11月1日号

※写真同好会提供

審 議 結 果 報 告

7 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名	議決年月日	議決内容
議案第 22 号	財産の取得について	R3.7.27	原案可決
議案第 23 号	工事請負契約の締結について	R3.7.27	原案可決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	13	14	15	16
氏名	谷口 重隆	山元 秀一	藤嶋 嘉子	清水 健太郎	柴田 裕美子	染矢 正次	神谷 喜久雄	弓削田 敬	和田 善久	安永 友則	寶部 勝	島本 昌典	中島 健三	茅野 勝
議案名														
議案第 23 号	×	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×

9 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決年月日	議決内容
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	R3.9.1	原案同意
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	R3.9.1	原案同意
議案第 24 号	吉川小学校跡地施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.13	原案可決
議案第 25 号	宮若市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.13	原案可決
議案第 26 号	宮若市いこいの里千石条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.13	原案可決
議案第 27 号	令和 3 年度宮若市一般会計補正予算(第 3 号) について	R3.9.13	原案可決
認定第 1 号	令和 2 年度宮若市一般会計歳入歳出決算認定について	R3.9.13	原案認定
認定第 1 号	令和 2 年度宮若市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.13	
認定第 1 号	令和 2 年度宮若市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.13	
認定第 1 号	令和 2 年度宮若市吉川財産区特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.13	
認定第 2 号	令和 2 年度宮若市下水道事業会計決算認定について	R3.9.13	原案認定
認定第 3 号	令和 2 年度宮若市簡易水道事業会計決算認定について	R3.9.13	原案認定
認定第 4 号	令和 2 年度宮若市水道事業会計決算認定について	R3.9.13	原案認定
議員提出議案第 6 号	宮若市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.13	原案可決
議員提出議案第 7 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3.9.13	原案可決
議員提出議案第 8 号	宮若市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.13	原案可決
議員提出議案第 9 号	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し経済的負担を軽減するため、市内に居住し市内の幼稚園に通わない未就学児及び市外の小学校、中学校に通う児童生徒に対し、宮若市が行う市内の幼稚園、小学校中学校に通う児童生徒に対する給食費の無償化と同様の給付を求める決議案	R3.9.13	否決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15	16
氏名	山元 秀一	藤嶋 嘉子	清水 健太郎	柴田 裕美子	染矢 正次	安河 英幸	神谷 喜久雄	弓削田 敬	和田 善久	安永 友則	寶部 勝	島本 昌典	中島 健三	茅野 勝
議案名														
議案第 24 号	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
認定第 1 号	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
議員提出議案第 8 号	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	○	○
議員提出議案第 9 号	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○

令和3年度一般会計補正予算(第3号)

補正予算は、表のとおりとなっております。この補正の主な理由は、溜池整備事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校給食費、災害対策費等となっております。

全会一致で可決

会計	一般会計
補正前の額	197 億 193 万 5 千円
補正額	4,099 万 5 千円
補正後の額	197 億 4,293 万円

人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者の推薦は、次の方へ推薦することに同意しました。

- 小野 氏 (新規)
- 政江 氏 (新規)
- 赤星 氏 (新規)
- 映子 氏 (新規)

決算審査特別委員会報告

◎ 決算審査特別委員会

委員長 柴田 裕美子

認定第1号の主な質疑として、一般会計では、税収や、委託料に関する質疑があり、そのほか、「基金利息5,618万円は、全体の基金127億4,400万円の利息が5,618万円ということでしょうか。」に対し、「基金総額に対して、債券や定期預金、普通預金等の利息収入である。定期の平均金利が一番高いところで0.122%、債券は平均で0.69%である。」との回答がありました。

回答がありました。

また、「宿泊者受入環境整備支援事業補助金と、地域の魅力増進・発信支援事業費補助金について、交付した件数は。」に対し、「宿泊者受入環境整備支援事業費補助金については、市内の宿泊施設、5施設で、地域の魅力増進・発信支援事業費補助金については、市内の観光資源や特産品のPRに取り組み団体、3団体に交付している。」との回答がありました。

後期高齢者医療特別会計では、「国民健康保険から移行された185名の中に、障害者手帳の発行による方はいるのか。」に対し、「数名おられる。」との回答がありました。

認定第2号の主な質疑として、「受益者負担金の収納率はどのように推移しているか。」に対し、「少しずつ上がっている。」との回答がありました。

認定第3号の主な質疑として、「原水の値段は。」に対し、「簡易水道は1トンあたり298円で、水道は1トンあたり179円である。」との回答がありました。

認定第4号の主な質疑として、「水道料金の未収について対策は。」に対し、「マニュアルを整備し、回収に努めている。」との回答がありました。

認定第1号 賛成多数で認定
認定第2号 全会一致で認定
認定第3号 全会一致で認定
認定第4号 全会一致で認定

委員会報告

委員長 寶部 勝

7月臨時議会

総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

財産の取得について

消防団配備の消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「7分団とはどこか。」に対し、「旧若宮地区の高野周辺である。」との回答がありました。また、「今後の更新計画で、※緊防債がなくなつた場合はどうするか。」に対し、「現在22台を保有しているので、毎年更新したい、緊防債は令和7年度までであるが、その後は財政状況に応じて更新を考えていきたい。」との回答がありました。

全会一致で可決

※緊防債（緊急防災・減災事業債）全国的に緊急に実施する必要性が

高く、即効性のある防災、減災等のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象とする地方債。

産業建設委員会

委員長 寶部 勝

工事請負契約の締結について

（仮称）宮若市農業観光振興センター等整備工事を施工するため、T S U C H I Y A (株)と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「予算減額を行う旨の付帯決議について、どのような対応を行ったのか。」に対し、「調理設備一式及び一部備品を運営事業者が負担することの協議が整い減額をしている。また、工事内容や経費の見直し等を行い、補正予算計上時か

ら設計ベースで1億7千万円程度の減額となっている。」との回答がありました。

全会一致で可決

9月定例会

総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

宮若市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカード再交付における宮若市手数料条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「再交付の件数はどれくらいあるのか。」に対し、「令和2年度が22件、令和3年度が8月現在で8件である。」との回答がありました。

全会一致で可決

産業建設委員会

委員長 寶部 勝

吉川小学校跡地施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吉川小学校跡地に（仮称）農業観光振興センター等を整備するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基づき、公共施設等運営権を設定することについて実施方針を定めるため、吉川小学校跡地の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「民間企業を圧迫するようなことにはならないのか。」に対し、「近くにドリームホープ若宮の新たな店舗が計画されているが、ドリームホープ若宮の店舗と農業観光振興センターとが連携をして、どちらの店舗でも新鮮な農産物を買えるというような、エリア一帯で地域振興、盛り上げられるように事業を

進めていきたい。」との回答がありました。

全会一致で可決

宮若市いこいの里千石条例の一部を改正する条例の制定について

いこいの里千石のキャンプ施設について、バンガロー及び多目的集会所の用途廃止に伴い、宮若市いこいの里千石条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「バンガロー跡地の計画は。」に対し、「千石は、川遊びやバーベキューといった日帰り客が多いので、デイキャンプサイトとしての活用を考えている。」との回答がありました。

また、「観光資源である、いこいの里千石を、今後どのように活性化していくのか。」に対し、「キャンプ場が大きな観光資源の柱になると思うので、たくさんの方が安心して、快適に利用できるような形にキャンプ場をリニューアルしたい。」との回答がありました。

その他、「ニーズを的確に把握する

ためにアンケート調査など考える必要があるのではないか。」との意見がありました。

全会一致で可決

議会運営委員会

委員長 茅野 勝

宮若市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宮若市議会議員が、刑事事件の被疑者として逮捕等され、または被告人として起訴された場合に、議員報酬及び期末手当の支給の停止等を行うため、宮若市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「同様な条例を制定している自治体は。」に対し、「調べた限りでは、全国で30自治体、近隣では久留米市。」との回答がありました。

また、「勾留されている間は支給されないのか。」に対し「勾留されている間は支給されないが、無罪が確定

した場合は支給停止の期間の分も含めて支給される。」との回答がありました。

全会一致で可決

市長報告

◆市長報告 1

令和2年度宮若市行財政改革実施計画「第三次集中改革プラン」の実績並びに過去5年間の実績報告について

本市の行財政改革については、平成18年策定の「第一次集中改革プラン」、平成23年策定の「第二次集中改革プラン」に引き続き、平成28年に「第三次集中改革プラン」を策定し、継続的な取組を行ってきました。

第三次集中改革プランでは、平成28年度から令和2年度までの5箇年において、6億5,515万円の歳入確保と10億6,085万円の歳出削減による総額17億1,600万円を財政効果の目標として掲げており、

令和2年度においては、歳入歳出合わせて4億6,645万円の目標額に対して、8億8,498万5千円の実績額となっています。

令和2年度における3つの基本方針ごとの主な取組ですが、「行政運営の効率化」では、行政窓口や給食調理業務の民間委託及び職員の定員管理の適正化などにより、目標額3億630万円に対して、実績額4億5,786万円、「健全な財政基盤の確立」では、市税等の収納率向上や滞納対策の強化及びふるさと納税の啓発などにより、目標額1億4,815万円に対して、実績額3億8,792万4千円、「効率的な住民サービスの上昇」では、地域コミュニティ活動への支援により、目標額1,200万円に対して、実績額3,920万1千円となっています。

以上、令和2年度の財政効果の実績額について、報告しましたが、平成28年度からこの「第三次集中改革プラン」を着実に実施したことにより、令和2年度までの5箇年で合計36億4,209万7千円の財政効果が得られ、総額17億1,600万円

の目標額を大きく上回る実績額を達成しています。

今回、報告しました「第三次集中改革プラン」は、令和2年度をもって最終年度となりましたが、今後も健全な財政運営を図りつつ、総合計画に掲げた各種事業を確実に実施するため、この度、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする「第四次集中改革プラン」を策定しています。

◆市長報告 2

宮若市行財政改革実施計画「第四次集中改革プラン」について

平成28年度に策定した第三次集中改革プランについては、5箇年で目標額を大きく上回る財政効果額を達成しました。しかしながら、地方交付税の合併算定替による加算措置が終了したことによる歳入の減少や、高齢化に伴う社会保障費の増加が見込まれています。このような厳しい状況下にあっても、総合計画に掲げる事業を確実に実施していくために

は、引き続き、歳入歳出全般にわたる行財政改革を実施することが必要です。そのため、今回、令和3年度から令和7年度までの5箇年を新たな計画期間とする第四次集中改革プランを策定しました。

この第四次集中改革プランでは、令和元年度の決算額を基準として、5箇年で13億776万円を財政効果目標額として掲げています。

内訳ですが、歳入の確保として、「リモートワークタウンムスブ宮若」プロジェクトの一環により、公共施設の運営権対価を徴収する「施設使用料等の確保」や、遊休資産の売却や貸付を推進する「普通財産の運用」など、市の財産を活用した取組を実施していきます。また、さらなる自動車産業の集積を図る「企業誘致の推進」や、各種税・料を対象とした債権管理条例に基づく適正な債権管理の実施による「収納率向上、滞納対策の強化」、さらに特産品のPRにもつながる「ふるさと納税の啓発」等々の取組により、7億3,767万円の財政効果を目標として掲げています。

次に、歳出の削減では、安全安心な給食の提供にも資する「学校給食共同調理場の民間委託の推進」などに引き続き取り組んでいきます。さらに、個人の窓口負担の減少と医療費の高騰抑止に繋がる「ジェネリック医薬品の普及率向上」や、協働のまちづくりを推進するため、道路愛護推進活動等の「地域コミュニティ活動への支援」などの取組を実施することにより、5億7,009万円の財政効果を目標として掲げていきます。

本市の財政状況の見通しは、今後最も厳しい状況です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応しながら、安定的に必要な行政サービスを提供していくためには、地方自治体の自主性・自立性のより一層の強化が求められます。

そのため、第四次集中改革プランの計画期間においても、新たな取組の追加を含めた検証を行いながら、継続的に行財政改革の推進を図っていきます。

◆市長報告 3

新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種の現状について

新型コロナウイルスワクチンの接種事業については、医療機関のご協力の下、令和3年5月24日から市内3会場での集団接種を開始し、6月14日から順次、市内医療機関での個別接種を開始しました。

当初は、高齢者の優先接種を進めてきましたが、7月8日から、基礎疾患がある方や60歳から64歳までの方の予約受付を開始し、7月15日以降は接種券を送付した全ての方の予約が可能となりました。

また、令和3年6月にファイザー社製のワクチンの対象年齢が12歳に引き下げられたことに伴い、13歳から15歳までの方には7月13日に接種券を送付し、12歳の方については、順次、接種券を送付しています。

本市の接種状況については、8月17日現在で、1回目の接種を終えた方が16,254人、2回目の接種を終えた方が12,025人となっ

ています。

このうち、7月末までに2回目の接種を終えることとされていた高齢者については、8月17日現在で、8,653人の方が2回目の接種を終えており、9割近くの方が接種を終えています。

今後も引き続き、円滑なワクチン接種の実施に取り組んでいきます。

◆市長報告 4

宮田バスセンター建物の撤去について

本年6月22日付けの書面により、JR九州バス(株)から本市に対して、同社が所有する宮田バスセンター建物の老朽化に伴い、当該建物の撤去工事を行う旨の通知がなされました。

工事期間は、本年9月3日から9月30日までを予定しており、期間中は同社が、当該建物の敷地南側にプレハブ製の仮設のバス待合室を設置することです。また、撤去工事を完了後も当分の間は、当待合室を解

体せず、引き続き、市民の方の利用に供する予定とのことです。

宮田バスセンターは、従来から同社が運行する「直方・博多線」のみならず、本市のコミュニティバスである「宮田・小竹線」及び「宮若・飯塚線」並びに鞍手町のコミュニティバスである「みやわか線」など、複数路線が乗り入れる重要な交通結節のバス停であると同時に、旧宮田町の市街地に位置する重要なまちづくりの拠点であると認識しています。

このような状況を勘案し、今後は、本市が主体となって、財源の確保とともに、令和4年度には、福丸バス停と同様にトイレを備えたバス待合所の機能を持つ施設を新築する方向で計画を進めていきたいと考えています。

◆市長報告 5

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者、7名を対象とする

民事調停の申立てに係る専決処分については、令和3年3月議会において報告をさせていただきました。

このうち5名については、民事調停の申立て前に納付されています。また、1名については、1月21日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、調停前に納付されています。

残る1名については、居所不明により、4月20日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起した結果、6月22日に勝訴の判決を得ています。

今後とも、家賃等滞納者に対し、滞納解消に向けた納付指導を行っていききたいと考えています。

◆市長報告 6

共同調理場調理業務の民間委託について

宮若東中学校校区の学校給食については、現共同調理場において、児童生徒・教員等を合わせ、約1,500食を提供していますが、令和4年度

以降は、同年4月に開校予定の光陵小学校に併設される新たな共同調理場で給食を提供することとしています。

現共同調理場の給食調理業務については、現在、市の直営で実施していますが、宮若西中学校区では、すでに平成28年度から同業務の民間委託を実施しており、民間技術の活用による安全安心な給食の提供を進めてきました。

このような状況を踏まえ、第2次宮若市総合計画前期基本計画にも掲げているとおり、新共同調理場の給食調理業務についても、令和4年度より民間への業務委託を行うこととしています。

なお、本定例会に提案しています補正予算において、給食調理業務の民間委託に係る債務負担行為の補正をお願いしているところであり、今後は、委託業者の選定等、令和4年4月からの民間による給食の提供が円滑に行われるよう事務処理を進めていきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、経済再生担当大臣

提出者：議会運営委員長 茅野 勝

宮若市活性化へのビジョンについて



山元 秀一

問 地域活性化への大事な要素である人口問題について、とりわけ若年層の人口増加に対する検証とその取り組みについて伺う。

答 市長

定住関連施策については、第2次宮若市総合計画を基本とし、宮若市人口ビジョンに基づいた第2期宮若市まち・ひと・しごと総合戦略に位置付け、毎年度検証を行っています。地方への人口分散や、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現など、将来にわたって活力ある社会の維持に向けた取組を掲げており、若者世代を主なターゲットとした定

住奨励金や家賃補助制度、子ども医療助成制度、保育体制の強化支援など、総合的に各分野の環境整備を図ることが人口の増加につながるものと考えています。

問 域内所得向上への行政としての役割とその取り組みについて伺う。

答 市長

所得向上と雇用の創出を図るため、積極的に企業の誘致や支援を推進するとともに、各産業分野の振興など、総合戦略等に掲げる施策を着実に進めながら、引き続き、市民所得の向上に取り組んでいきます。

問 民間資金等を活用した地域活性化政策が望まれると考えるが、市の考え方について伺う。

答 市長

多様化・高度化する市民ニーズや多岐に渡る行政課題に的確に対応していくために、各自治体において民間活力の導入が進められています。

本市としても、民間企業の資金やアイデア、ノウハウなどを活用することにより、効果的かつ効果的な公共サービスの提供が期待されるものと考えています。

現在、トライアルグループとの官民協働により、新たなまちづくりの取組を進めているところですが、今後もPFIや企業版ふるさと納税制度など民間活力の導入について、積極的に検討を進めながら、更なる本市の活性化に向けて取り組んでまいります。

防災体制について伺う



神谷 喜久雄

問 大雨警報発令時の対応について。

答 市長

気象警報発令に伴い準備配備体制を確立することとしているため、総務課及び事業課職員若干名が登庁し、気象情報等の収集や関係機関との連絡調整、市民等からの通報事案への対応を行っています。

問 各所管における危機管理体制について。

答 市長

災害時における職員への対応業務については、毎年作成しています防災配備体制編成表によって5つの班を構成しており、それぞれの班

が、避難所の運営や各所管に係る被害状況の調査・情報収集並びに応急復旧措置等を行うこととしています。

また、各班における対応状況については、災害対策本部会議等の開催により、今後の気象状況をはじめ、市内の被害状況、避難所情報等の共有を図ることとしています。

問 防災配備の5つの構成について詳しい体制内容は。

答 総務課長

5つの配備体制の内容は、総務班、民生班、産業建設班、教育班、そして給水班という形での編成となっています。それぞれ班長を任命し、現場への的確な対応等させる形を取っています。

問 自主的に避難所へ避難する市民への対応

と備品の配備について。

答 総務課長

自主避難所を開設すれば、そこに職員を配置するという形になります。

避難所の開設前に避難を希望される方もいますが、そういった場合は個別に対応します。お独り暮らしの高齢者が災害時不安に思っている状況もありますので、柔軟な対応をしていく必要があると考えています。

また、民間の企業の協力を得て、避難所として利用できるような形を取っています。この場合も市の職員がそこに詰めるという形になります。

備蓄品については、市内5か所の避難所、なびきホール、B&G海洋センター、若宮分館、宮田北小学校、旧若宮南小学校に備蓄しています。

国保運営について問う



和田 善久

問 合併当時は2億ぐらゐの基金があつた。9月決算では約2億の累積赤字となつてゐる。その理由は何か問う。

答 市長

国民健康保険特別会計については、合併当初である平成17年度末では約2億2,489万円の黒字でしたが、令和2年度末では約2億2,737万円の赤字となつてゐます。

現在このような赤字となつてゐる理由ですが、国民健康保険は、社会保険などの他の保険制度と比べ、低所得者や高齢者の占める割合が多いという構造的な問題を抱えており、その不均衡による収支バランスの悪化が主な要因であると考へてい

ます。

近年は、少子化による人口減少、後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大などにより被保険者数が減少してゐるにもかかわらず、被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加傾向にあり、その医療費の支出に見合う収入の確保ができてゐない状況でした。

しかしながら、保険料率の引き上げなどにより、平成29年度以降は、繰上充用金を除く単年度収支において数千円程度の黒字を保つており、徐々にです

が、累積赤字を減少させてゐるところです。今後もし引き続き、保険料の収納率向上に力を注ぐとともに、可能な限り医療費の抑制を図つていくことはもちろんですが、国庫負担金等交付金の増減にも大きく左右されることから、国・県等の動向を注視しながら、安定した国保運営に努めて

いきたいと考へてゐます。

農業観光振興センターについて問う

問 現在建設中の農業観光振興センターについて名称はどう考へてゐるのか問う。

答 市長

現在建設中の宮若市農業観光振興センターの名称については、本議会に提案してゐます。実施方針条例において、その名称を「宮若市農業観光振興センター」としてゐますので、議決を頂いたら、正式名称として決定するものと考へてゐます。

また、この施設に愛称を設けることとしており、市民の方々のみならず、市外からご来場頂く方々にも親しみを

若宮小学校跡地の利活用について問う



柴田 裕美子

問 当初計画から現在の状況について。

答 市長

平成28年3月に閉校となりました若宮小学校跡地に関して、平成31年3月市議会にてご報告したとおり、若宮小学校跡地利活用基本計画を策定し、敷地全体を定住ゾーンと公共ゾーンに区分し、具体的な整備について検討を進めてきたところ

です。定住ゾーンについては、民間活力を導入した高層住宅を中心とする定住施設の整備を採用し、公募を経て民間事業者へ優先交渉権を付与しました。その後、令和元年11月には、周

辺地域の方々を対象に本利活用計画に関する説明会を実施し、協議を進めてきましたが、高層住宅建設への反対意見などを勘案した結果、令和2年4月23日付けにて民間事業者との優先交渉権を解除してゐます。

問 今後の方向性について。

答 市長

本跡地周辺は、本市の地区拠点として各種公共施設や交通拠点が集積するなど利便性が高く、地域活性化と魅力づくりを図る上で重要な地区であることから、引き続き、地域の意向を踏まえながら、民間活力による定住関連施設の整備を基本に、取り組みを進めていきます。

また、説明会のうちでは、地域の子どもたちが遊べる公園の整備を望む声がある一方、定住関連施設に賛同する声、商業施設や病院などの生活利便施設の誘致を求める声など、様々なご意見が寄せられてゐます。

問 公園の必要性について。

答 市長

第2次宮若市総合計画策定時の市民意識調査の中で、今後重点的に取り組むべき施策として、医療の充実や学校教育の充実、買い物

の利便性が望まれてゐます。また、説明会の中では、地域の子どもたちが遊べる公園の整備を望む声がある一方、定住関連施設に賛同する声、商業施設や病院などの生活利便施設の誘致を求める声など、様々なご意見が寄せられてゐます。

本市としては、このような意向も十分に踏まえた上で、引き続き、地区拠点として、民間活力による定住関連施設の整備に取り組みを進めていきたいと考へてゐます。

公文書の管理運営は適切にされているのか



茅野 勝

問 公文書の運営基準についてたずねる。

答 市長

公文書の管理については、文書事務の手続きや保存年限等の基本的な事項を内容とする「宮若市文書管理規程」を定めており、文書事務の円滑かつ適正な実施に努めているところです。

問 杉坂の241・113の土地と構造物が市所有になった経過と公文書の内容についてたずねる。又所有権者は誰か。

答 市長

杉坂の241・113の土地については、杉坂団地の開発行

為によって整備された土地で、杉坂団地内の汚水処理施設が設置されています。

当該土地は、昭和59年2月に、当時の宮田町が民間企業から寄付を受け、所有権が移転されています。また、構造物については、当初は開発申請者が設置・管理をしていましたが、その後、本市の所有となったとする関係書類は存在していません。

公衆衛生法の禁煙についてたずねる

問 市庁舎内の喫煙場所はどこか。

答 市長

新庁舎については、整備計画段階において、敷地内全面禁煙としていましたが、敷地の路上喫煙等による受動喫煙の懸念から、令和2年8月に市議会

より要望書の提出がなされ、喫煙場所の設置について検討が行われました。その結果、健康増進法における第一種施設におき例外的に認められている特定屋外喫煙場所として、要件を満たす庁舎4階ペランダ及び庁舎屋上を喫煙場所として設置しています。

問 喫煙場所について市民には案内等しているか。

答 管財課長

一般的に市民が庁舎を利用される場合については、証明書発行等、大半が短時間での利用を想定しており、広く案内をするといった方法は取っていません。しかし、会議等において比較的長時間となる庁舎滞在があった場合においては、喫煙場所を御案内するということを想定しています。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は 12月3日(金) 開会予定です。 皆さんの傍聴をお待ちしています。

※新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。

※小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に傍聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



リコリス子どもまつり



九州地区高等学校野球大会
(光陵グリーンパーク)



宮若市ヒガンバナまつり



ウォーキング教室

編集後記

秋の行楽シーズン、今年も新型コロナウイルス感染の影響で、多くのイベントが中止になったり、遠出も楽しめず、我慢の季節でしたね。そんな中、土手に咲く彼岸花や黄金色に実った稲のある宮若の風景は、心を元気にしてくれました。

これから寒い時期に向かいますが、「第6波」とも言われる、コロナ感染の拡大も心配されます。今、私たちは何をすべきか、何ができるか。ポストコロナ時代にむけて、みなさまと共に考え、議会も頑張っています。

柴田 裕美子

議会広報調査特別委員会

委員長 柴田 裕美子
副委員長 山元 秀一
委員 中島 健三
委員 清水 健太郎
委員 谷口 重隆
委員 寶部 勝
委員 染矢 正次